

廃棄物処理施設整備に対する公害財特法に基づく 財政措置（補助率嵩上げ）の見直しについて

(H.17.10.7 第12回中央環境審議会公害防止計画小委員会資料抜粋)

- ① 公害対策の充実した廃棄物処理施設を整備することと公害防止計画上の課題との関連性は希薄になっている
- ② 近年の重要課題であった廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出の削減についても相当な成果を挙げた
- ③ 今後ますます重要性を増す循環型社会形成に向けた取組は全国的に展開する必要がある課題である

これらのことから、平成18年度以降策定される公害防止計画に基づく廃棄物処理施設の整備については、補助率の嵩上げを講ずるまでの必要性はなくなっているものと考えられる。

（参考）廃棄物処理施設整備に対する国の支援制度の体系

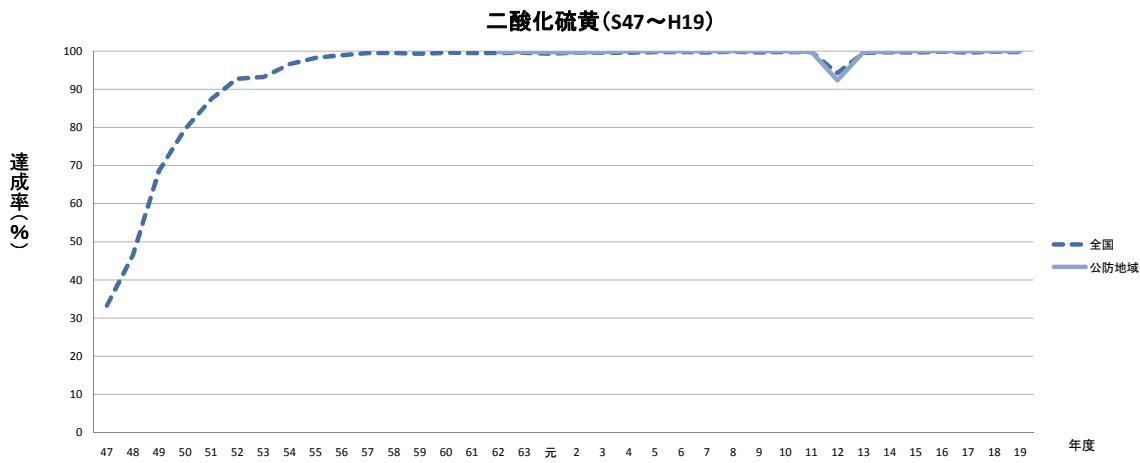
通常の地域	循環型社会形成推進交付金 (交付率：1／3。ただし、高効率原燃料回収施設については1／2) ※ 16年度までに着工し、17年度以降継続して実施される事業については、引き続き廃棄物処理施設整備費補助金（補助率：ごみ処理施設は1／4、し尿処理施設は1／3）を交付。	
	17年度までに定められた公害防止計画に基づく事業 廃棄物処理施設整備費補助金 (補助率：1／2)	18年度以降に定められた公害防止計画に基づく事業 <1／2以内で政令で定める割合（未定）>

総務大臣指定に係る公害防止対策事業

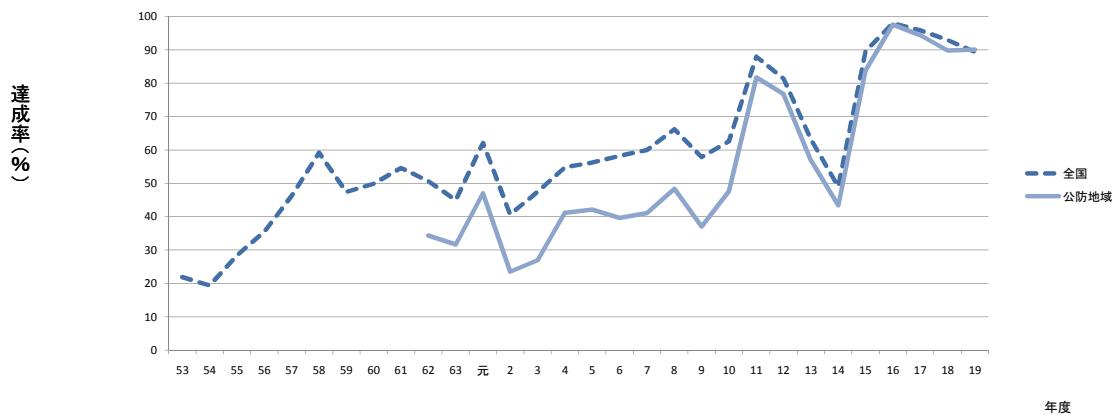
事業名	事業主体	指定年度									
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
西員弁地区農用地客土等事業	三重県	↔									
英虞湾たい積汚泥しゅんせつ事業	三重県	↔↔↔	↔								→
山内川地区農用地客土等事業	京都府	↔		↔↔	↔	↔					
赤野井湾たい積汚泥しゅんせつ事業	滋賀県	↔		→							
赤野井湾流入河川対策事業	滋賀県			↔							→
有明海覆土等事業	福岡県	↔		↔↔↔	↔	↔					→
有明海覆土等事業	柳川市			↔	→						
有明海覆土等事業	大牟田市			↔	↔						
有明海覆土等事業	福岡県大和町			↔	→						
有明海覆土等事業(島原・深江)	長崎県	↔↔	↔	↔							
有明海覆土等事業(諫早湾)	長崎県		↔↔↔	↔							
有明海覆土等事業	熊本県	↔↔	↔	↔↔↔	↔	↔					
有明海覆土等事業	熊本市	↔									→
有明海覆土等事業	熊本県横島町	↔									
橋本市ダイオキシン類土壤汚染対策事業	和歌山県		↔								
有明海覆土等事業	佐賀県		↔	↔							→
有明海覆土等事業	熊本県三角町		↔	↔							
八代海覆土事業	熊本県三角町		↔	↔							
板屋五騎地域農用地客土等事業	秋田県		↔		↔						
水俣港たい積汚泥しゅんせつ事業	熊本県		↔	↔↔↔	↔	↔					
小樽港たい積汚泥しゅんせつ事業	小樽市										→
八代海覆土等事業	熊本県										→
亀福地域公害防除特別土地改良事業	秋田県										→
黒部地域農用地客土等事業	富山県										→
双葉郡大熊町大字小入野字東平地 域ダイオキシン類土壤汚染対策事 業	福島県大熊町										→
鹿角第二地域公害防除特別土 地改良事業	秋田県										→

注: 平成12年度以前に終了した事業は65ある。

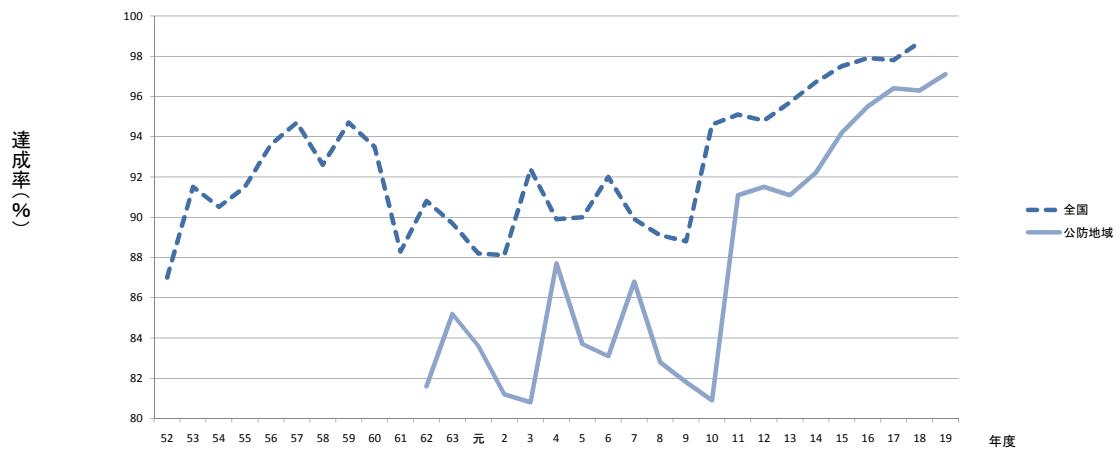
環境基準等の達成状況(S49～H19)



浮遊粒子状物質(S53～H19)

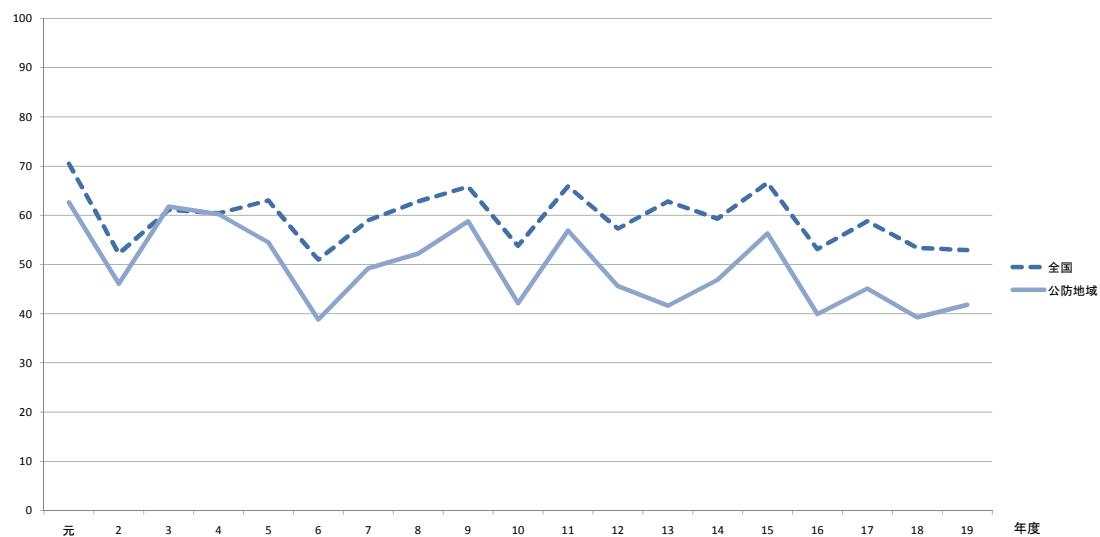


二酸化窒素(S52～H19)



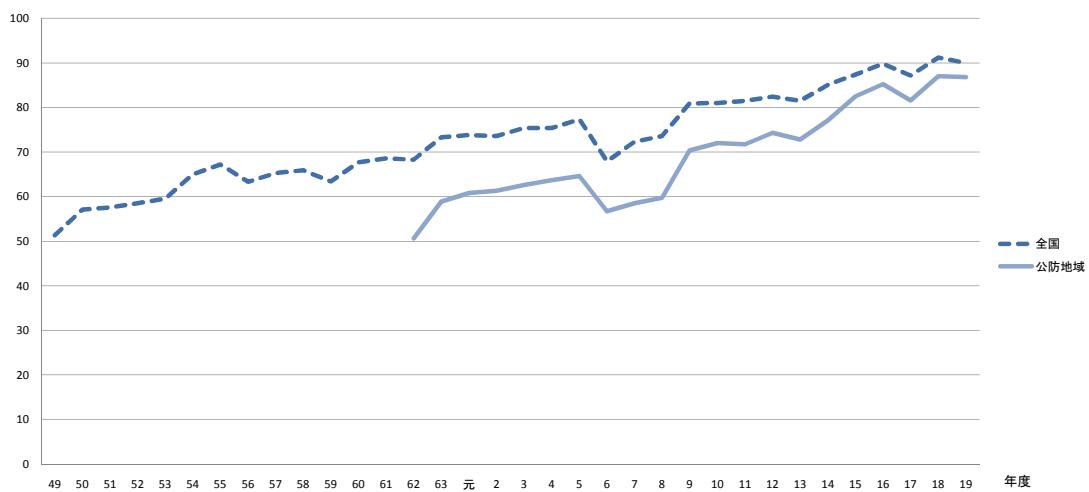
光化学オキシダント(H1~H19)

注意報レベル未満の測定局の割合(%)



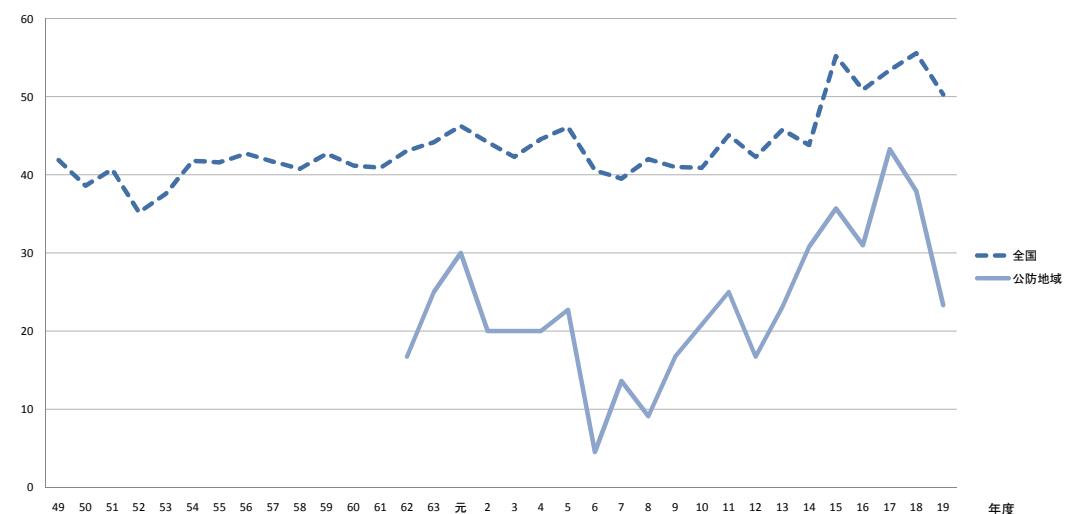
河川BOD(S49~H19)

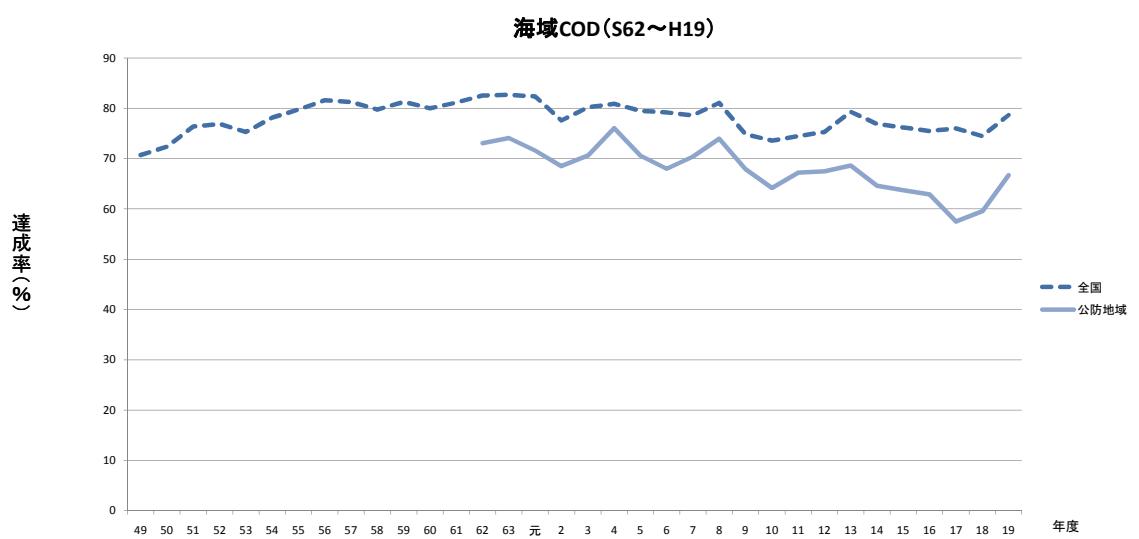
達成率(%)



湖沼COD(S62~H19)

達成率(%)





カドミウムに係る土壤環境基準（告示）及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件（政令）等の改正について

1. 経緯

- (1) 厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において、食品衛生法に基づく米のカドミウムの成分規格を「1.0 ppm未満」から「0.4 ppm以下」に改正することについて、平成21年10月に報告がとりまとめられた。
これを受けて、平成22年4月8日に同規格の改正が行われた（適用は平成23年2月28日から）。
- (2) こうした動きを受け、平成21年11月に中央環境審議会に対して、「カドミウムに係る土壤環境基準（農用地）及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて」諮問、平成22年5月に「0.4 mg以下」にするよう答申がなされた。

2. 改正の概要

カドミウムに係る土壤環境基準（告示）及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件（政令）等を以下のとおり改正

- (1) 土壤環境基準（告示）の改正
カドミウムに係る土壤環境基準（農用地）を「米1kgにつき0.4mg以下〔現行は1mg未満〕であること」に改正
- (2) 農用地土壤汚染対策地域の指定要件（政令）の改正
① 米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超える〔現行は「1mg以上」〕と認められる地域であること
② 米に含まれるカドミウムの量が米1kgにつき0.4mgを超える〔現行は「1mg以上となる」〕おそれが著しいと認められる地域であることに改正

3. 施行期日

公布の日（平成22年6月16日）から施行

公害防止計画に係るこれまでの見直し経緯について

昭和45年の第1次公害防止計画策定以降、各地域の計画策定が一巡するのを機に、昭和57年、昭和62年、平成4年、平成9年及び平成13年の5度にわたり、「公害防止計画制度の今後のあり方」について検討が行われ、中央環境（公害対策）審議会よりそれぞれ意見具申・答申がなされてきた。

これらの意見具申・答申に基づき、公害防止計画制度は、その都度、経済社会状況の変化、環境問題の態様の変化等を踏まえた運用面での改善・拡充が図られてきた。

昭和57年 「公害防止計画の今後のあり方について」

- ・公害防止計画に湖沼等の富栄養化対策、交通公害対策、土地利用対策、廃棄物対策等を追加

昭和62年 「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」

- ・重点課題を明確化した主要課題方式の採用
- ・広域公害への的確な対処のため、計画地域が連たんする大都市圏における計画の同時策定等を導入
- ・環境影響評価の導入

平成4年 「社会経済条件及び環境問題の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」

- ・重点的に取り組むべき課題として化学物質対策、地球環境保全の観点等が追加

平成9年 「環境基本計画に対応した今後の公害防止計画のあり方について」

- ・広域的取組に関する連携体制等について計画に位置付け、地域の総合的な公害対策を推進
- ・環境影響評価等に基づく施策を計画に位置付け
- ・地域における独自の地域環境計画と公害防止計画の連携による環境保全施策の実施を期待

平成13年 「公害防止計画制度の運用の見直しについて」

- ・策定指示の要件を明確化（環境基準の超過項目の目安の明示等）
- ・基本方針の見直し（目標の明確化、講すべき施策の明記、適正な進行管理及び分析評価の実施）

地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）における公害防止計画関係事項

環境基本法の公害防止計画に関する部分に対する見直し措置も含まれており、具体的には以下のとおり。

- ・ 協議、同意、許可・認可・承認の見直し
関係都道府県知事の公害防止計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議（第17条3項）に関し、当該計画の内容のうち、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による財政上の特例措置に係る部分（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等（同法3条）、公害の防止のための事業に係る地方債（同法4条）又は元利償還金の基準財政需要額への算入（同法5条））以外の部分に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。
- ・ 計画等の策定及びその手続の見直し
関係都道府県の公害防止計画の作成に係る規定（第17条3項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

※ 地域主権戦略大綱においては、各種の法律の計528条項について具体的な見直し措置が掲げられており、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案を次期通常国会に提出することとされている。

環境閣連計画制度



公害防止計画と他の法令に基づく地方計画との整合等について

○都市計画法

第十三条（都市計画基準）

都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圈整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合するとともに、当該都市の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。この場合においては、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならない。

○河川法

第十六条の二（河川整備計画）

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

○ 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

第九条の三（空港周辺整備計画）

5 第二項の空港周辺整備計画は、公害防止計画、都市計画その他の環境の保全又は地域の振興若しくは整備に関する国又は地方公共団体の計画に適合したものでなければならぬい。

○景観法

第八条（景観計画）

5 景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。

公害防止計画小委員会での検討状況

平成19年12月 第17回公害防止計画小委員会

- 公害防止計画制度に関する論点について、幅広く議論

平成20年3月 第19回公害防止計画小委員会

- 公害防止計画制度に関する論点について、幅広く議論

平成21年3月 第21回公害防止計画小委員会

- 公害防止計画制度に関して、それまでに出された意見を幅広く整理

- 検討会を設置し、検討を進めることとした。

※平成21年12月 第1回公害防止計画制度のあり方に関する検討会

- 地方公共団体に対するアンケート調査の実施や検討の方向性について議論

※平成22年2月 第2回公害防止計画制度のあり方に関する検討会

- 地方公共団体に対するアンケート調査結果を踏まえ、公害防止計画制度の在り方について議論

※平成22年3月 第3回公害防止計画制度のあり方に関する検討会

- 「公害防止計画制度のあり方に関する検討会報告書」のとりまとめ

平成22年5月 第22回公害防止計画小委員会

- 検討会の報告書をもとに、議論

平成22年9月 公害防止計画小委員会懇談会

- 公害防止計画制度の今後の具体的な方向性について議論

公害防止計画制度のあり方に関する検討会報告書（平成22年3月）要旨

○当面の対応

- ・ 公害防止計画を「単に終了する」のは不適切であり、都道府県知事の裁量を高め、地域において総合的な対策を講じやすい計画制度に移行すべき。

具体的には、

- ①環境大臣の指示がなくとも、都道府県知事が主体的に公害防止計画を策定することができることとする
- ②計画の内容として、網羅的な内容でなく、対象地域において重点的な対策を講ずる内容のみを定めることとする
- ③公害防止計画作成について国が示す基本方針は、公害防止計画を策定することが望ましい場合や記載項目についての目安等を示した全国一律のものとする
など。

ただし、国の役割の必要性も否定されるべきではなく、国が、広域的な課題、国民の健康に深刻な影響を及ぼす課題等について、公害防止計画の策定を要請すること等について検討を進める。

○財政上の特例措置

- ・ 公害防止計画制度と関わりの深い財政上の特例措置については、その具体的取扱いは、公害防止計画制度の目的の達成状況、公害防止事業に与える影響等を勘案して検討することが必要である。

○将来的な計画の姿

- ・ 地域の環境基本計画は、地方自治体が自由度を持って策定しているのに對し、公害防止計画は、必要な範囲内で適切に国が役割を果たす必要があるとすると、同一の計画にするか別の計画にするか、簡単に結論が出せない。そこで、そういった留意点を示して、さらに検討を進めるべき。